

八王子学園八王子中学校・八王子高等学校 父母と教師の会々則

第一章 総則

第一条 この会は八王子学園八王子中学校・八王子高等学校父母と教師の会（八王子学園八王子中学校・八王子高等学校PTA）という。

第二条 この会の事務所は、東京都八王子市台町 4-35-1 八王子学園八王子中学校・八王子高等学校内に置く。

第三条 この会の目的は次の通りである。

- 一. 父母と教師の協力により八王子学園 八王子中学校・八王子高等学校の教育の向上発展に努め、生徒に健全な中学・高等学校生活を送らせる。
- 二. 会員自らの資質の向上と親睦をはかる。
- 三. 生徒のクラブ活動及び進路対策を総合的に支援する。

この目的達成をはかるため、各種事業を行い学校教育活動の進展に協力する。但し、学校経営（方針、予算、人事等）には干渉しない。また、政治的、宗教的、営利的活動は行わない。

第二章 会員及び会費

第四条 この会は生徒の父母、本校教職員及びこの会の趣旨に賛同する有志のものを会員として組織する。

第五条 父母会員及び有志会員は入会と同時に入会金 5,000 円を納める。父母会員及び有志会員は会費を納める。会費は年額 18,000 円とし、四月に一括納入する。

第三章 役員及び委員

第六条 この会には下の役員及び委員を置く。

- 一、会長一名
- 二、副会長三名
- 三、会計三名
- 四、部長・副部長若干名
- 五、書記五名
- 六、委員若干名

第七条 役員及び委員の選出方法は次の通りである。

- 一. 会長・副会長は、父母会員があたり会計には父母会員から二名、教職員会員から一名があたることとし、役員選考委員会が選考し総会の承認を経て選出する。会長・副会長・会計は原則として委員の中から選出する。（ただし、副会長三名のうち一名は八王子学園八王子中学校・八王子高等学校教頭とする。）
- 二. 前号の役員選考委員会は、委員会において選出する。
- 三. 役員選考委員は、本部副会長を役員選考委員長とし、第五章に定める各部の父母会員から選出された六名と教職員から選出された六名をもって構成する。
- 四. 部長・副部長は総務部を除く各部において委員の互選により四名選出する。ただし、うち一名は教職員から選出する。

- 五. 書記は父母会員から二名、教職員から三名があたる。
- 六. 委員は学級毎に二名以上選出し、専任教職員は全員委員となる。
委員は学級毎に二名以上選出し、専任教職員は全員委員となる。

第八条 役員は次の通りである。

- 一. 会長はこの会を代表し、会務を総括する。
- 二. 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは会長の任務を代行する。
- 三. 部長・副部長はこの会の業務を分担処理し、各部の運営と事業の推進をはかる。
- 四. 会計は会計事務を処理する。
- 五. 書記は庶務記録等を処理する。
- 六. 本部を構成する父母会員七名は、学校法人八王子学園評議員を兼務する。

第九条 任期と会計監査

- 一. 役員及び委員の任期は一カ年とする。ただし、再選を妨げない。補欠者の任期は前任者の残任期間とする。
- 二. この会には本会と利害関係のない会計監査を二名置き、会の会計を監査する。任期は一カ年とする。

第四章 顧問

第十条 この会に顧問を置く。

第十一条 顧問には八王子学園八王子中学校・八王子高等学校長を推す。

第十二条 顧問はすべての会に出席して発言をすることができる。

第五章 部

第十三条 この会の目的遂行のため次部を設け、該当事務を分担処理する。

総務部・進路対策部・体育部・文化部・厚生部・生活指導部・広報部

第十四条 前条の総務部を除く各部には委員の互選により、部長・副部長を置く。

第十五条 総務部は会長・副会長・会計・書記をもって構成する。

第六章 会議

第十六条 会議は総会（定期・臨時）・役員会・委員会・部会とする。

- 一. 定期総会は毎年一回五月に開催し、臨時総会は必要に応じて随時開く。総会に提案すべき事項は次の通りである。
 - (1) 会務事業報告 (2) 決算報告 (3) 事業予算 (4) 会則の改正変更
 - (5) 役員改選 (6) その他必要事項
- 二. 定期総会は、会員総数の過半数の出席（委任状を含む）をもって成立する。
- 三. 役員会は随時開催し、会の重要事項を審議する。
- 四. 部長会は随時開催し、事業運営について調整する。
- 五. 委員会は随時開催し、事業の運営執行について審議する。

- 六. 部会は随時開催し、該当事業の推進をはかる。
- 七. 総会の議長は、出席者全員の中から選出する。
- 八. 会議の議事は出席者の過半数の賛同を得て決める。賛否同数の場合の時は議長がこれを決める。

第七章 会計

- 第十七条 この会の経費には入会金・会費・寄付金・事業利益・その他の収入をあてる。
- 第十八条 この会の会計年度は4月1日から翌年3月31日までとする。

第八章 雑則

- 第十九条 この会則の改正変更は委員会の審議を経て総会に上程し、総会の議決によって行なわれる。
- 第二十条 この会の活動に対する内規を別途設ける。

- 一. 内規の新設及び廃止は、総会により決議し、変更は、役員会の審議を経て委員会に上程し、委員会出席者の過半数の決議によって行われる。
- 二. 内規を変更したときは、変更後に開催される総会で報告する。

- 補則
- 一. 八王子学園八王子中学校・八王子高等学校学園祭バザーは、父母と教師の会が運営にあたり、バザー純利益については八王子学園八王子中学校・八王子高等学校父母と教師の会の目的を鑑み、毎年 PTA 委員会で協議を行い使途を決定する。
 - 二. 活動費については、年度末の残金は本会計に戻し、本部会計として繰り越す。

- 付則
- 一. この会則は昭和 23 年 4 月 1 日より施行する。
 - 一. この会則は昭和 48 年 4 月 1 日に一部改正し施行する。
 - 一. この会則は昭和 54 年 4 月 1 日に一部改正し施行する。
 - 一. この会則は昭和 59 年 5 月 19 日に一部改正し同年 6 月 1 日より施行する。
 - 一. この会則は昭和 61 年 5 月 17 日に一部改正し施行する。
 - 一. この会則は昭和 62 年 5 月 16 日に一部改正し施行する。
 - 一. この会則は平成 2 年 5 月 19 日に一部改正し施行する。
 - 一. この会則は平成 3 年 5 月 18 日に一部改正し同年 6 月 1 日より施行する。
 - 一. この会則は平成 4 年 5 月 16 日に一部改正し同年 5 月 16 日より施行する。
 - 一. この会則は平成 6 年 5 月 14 日に一部改正し同年 5 月 14 日より施行する。
 - 一. この会則は平成 7 年 5 月 13 日に一部改正し同年 5 月 13 日より施行する。
 - 一. この会則は平成 12 年 5 月 20 日に一部改正し同年 5 月 20 日より施行する。
 - 一. この会則は平成 20 年 5 月 17 日に一部改正し同年 5 月 17 日より施行する。
 - 一. この会則は平成 23 年 5 月 14 日に一部改正し同年 5 月 14 日より施行する。
 - 一. この会則は平成 24 年 5 月 19 日に一部改正し同年 5 月 19 日より施行する。

【組織図】

